

八重瀬町観光拠点施設 南の駅やえせ

出店事業者募集要項



指定管理者：八重瀬町観光物産協会

1. 施設の概要

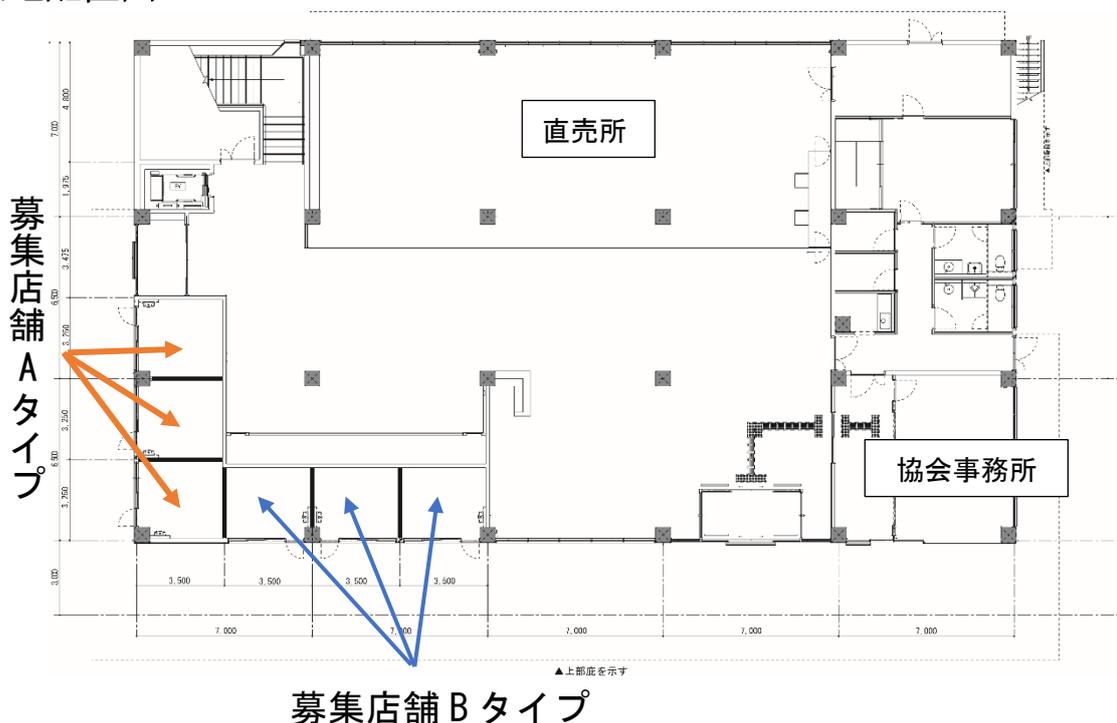
『八重瀬町観光拠点施設』は、八重瀬町における観光振興の中核を担う拠点施設として、産業、歴史、文化、自然等の魅力ある資源を戦略的かつ積極的に取り組むと共に、地域住民の生活環境の向上に配慮された、町の観光振興の中核を担う拠点施設を目指し建設され、農産物の直売所や特産品販売などの機能も加わった複合施設です。

- (1) 名称 八重瀬町観光拠点施設 南の駅やえせ
- (2) 所在地 沖縄県島尻郡八重瀬町字具志頭659番地
- (3) 施設設置者 八重瀬町
- (4) 建物の概要 鉄筋コンクリート造 地上2階建 敷地面積 7,602㎡
- (5) 駐車場 大型車6台、普通車86台

2. 募集内容について

- (1) 募集内容
八重瀬町観光拠点施設 南の駅やえせ内において、飲食物の提供を行う事業者
- (2) 募集店舗 6店舗（施設配置図参照）
賃料 Aタイプ 34,125円(税込)/月 (11.375㎡)
Bタイプ 31,500円(税込)/月 (10.5㎡)
共益費 16,500円(税込)/月 保証金 賃料月額額の3ヵ月分
- (3) 契約期間
令和5年4月1日 ~ 令和8年3月31日

3. 敷地配置図



4. 八重瀬町観光拠点施設 南の駅やえせ 外観写真



5. 応募資格

(1) 応募条件

次の条件を満たすものとします。

- ① 原則として、県内に事業所を有する法人又は個人であること。
- ② 営業に際して必要な許可、免許等を有すること。
- ③ 安定した経営能力、優良なサービスの提供ができること。
- ④ 指定管理者や他の出店者と協調・協力ができること。
- ⑤ 本施設の設置目的を理解し、管理運営に協力的であること。
- ⑥ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び八重瀬町暴力団排除条例(平成23年条例第17条)第2条に規定する暴力団及びそれらに利益となる活動を行う者ではないこと。
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営んでいる者ではないこと。
- ⑨ 応募の日において、現に八重瀬町の指名停止措置を受けていないこと。
- ⑩ 応募の日において、破産手続き、更生手続き又は再生手続きが申し立てされていないこと。
- ⑪ 法人及び代表者の固定資産税、法人市民税又は市町村民税を滞納していないこと。
(個人は代表者のみ)

(2) 出店募集店舗の要件

【募集店舗 A タイプ】

- ① 場 所 : 別紙平面図参照
- ② 面 積 : 11.375 m²
- ③ 保証金 : 賃料月額 of 3 ヶ月分
- ④ 賃 料 : 月額 34,125 円 (税込) ※3,000 円/m²
- ⑤ 営業時間 : 原則 10:00 ~ 18:00
- ⑥ 共 益 費 : 月額 16,500 円 (税込)

※共益費に含まれるもの 消防設備点検、電気設備点検、空調設備点検、警備等

- ⑦ 光熱水費 : 電気、水道 毎月の使用実績に応じ算定し、翌月に施設管理者から各出店事業者へ請求いたします。

【募集店舗 B タイプ】

- ① 場 所 : 別紙平面図参照
- ② 面 積 : 10.5 m²
- ③ 保証金 : 賃料月額 of 3 ヶ月分
- ④ 賃 料 : 月額 31,500 円 (税込) ※3,000 円/m²
- ⑤ 営業時間 : 原則 10:00 ~ 18:00
- ⑥ 共 益 費 : 月額 16,500 円 (税込)

※共益費に含まれるもの 消防設備点検、電気設備点検、空調設備点検、警備等

- ⑦ 光熱水費 : 電気、水道 毎月の使用実績に応じ算定し、翌月に施設管理者から各出店事業者へ請求いたします。

(3) 経費の負担区分 (設備工事費等)

- ・ 常設の設備 (什器等含む) 以外の工事費については、事業者負担となります。
- ・ 出店者の過失、管理上の不備において生じた店舗常設の設備などの障害、破損等の補償及び補修費用は出店者の負担とします。
- ・ 退店する場合、出店者が施工・什器搬入・設置したものは全て撤去し、原状回復して引き渡すこと。

店舗常設の設備	テナント事業者の負担
給排水設備	厨房機器設備
ガス設備	他店舗常設設備以外の設備
換気設備	調理やサービスに必要な用具類など
防災設備	
基本照明設備	
コンセント基本設備	
給湯設備	
冷暖房設備	
常設什器 (二層シンク)	

6. 評価基準

(1) 出店者の選定は、下記の評価項目に基づき出店者選定委員会が審査します。

提出した申請書類に沿って書類選考（1次審査）を実施し合格者はプレゼンテーション（2次審査）を行っていただきます。そのうえで最終合格者を決定いたします。

(2) 合格者が6店舗に達しない場合は、第2次募集を行います。

評価項目	内容
経営理念やコンセプト対応	「南の駅やえせ」にふさわしい形態であり、施設全体の魅力を高める店舗であるか
経営者・スタッフの経験資質	業界において経験を有し、店舗マネジメント力や衛生管理、接客などに精通しているか
事業計画の妥当性	事業の実績あるいは経営者の経験から、想定する売上や収益の実現性や妥当性があるか
八重瀬町への波及効果	町産品の使用や従業員の雇用など、八重瀬町に経済的な波及効果があるか
持続可能な計画	営業を続けていくために必要な資金調達など、具体的な計画を有しているか

7. 公募日程

内容	日程
募集開始	令和4年12月20日（火）
申請受付締め切り	令和5年1月31日（火）
書類選考（1次審査）	令和5年2月1日（水）～7日（火）
プレゼンテーション（2次審査）	令和5年2月21日（火）
選定結果通知及び店舗利用契約	令和5年2月末～3月初旬頃

※上記スケジュールは、変更となる場合がございます。

※問合せ期間：募集開始日～令和5年1月30日まで

※問い合わせ方法：電話、メールまたはFAXにてお願い致します。

8. 申請その他

(1) 出店応募受付期間

① 受付期間：令和4年12月20日（火）～令和5年1月31日（火）

② 受付時間：月曜日～金曜日 10:00～17:00

※祝日を除く

(2) 申請書類

1) 出店申込書（様式1）

2) 事業計画書（様式2）

- ① 事業概要
- ② 経営者（主に従事する方）の略歴
- ③ 取扱商品やサービス
- ④ セールスポイント
- ⑤ 主な仕入予定先
- ⑥ 従業員（予定も含む）
- ⑦ 導入予定設備（予定を含む）
- ⑧ 資金計画
- ⑨ リース計画
- ⑩ 事業の見通し（月平均）
- ⑪ 上記項目以外に提案したい内容

3) 添付書類

- ① 法人の場合は登記簿謄本又は団体の定款（個人の場合は不要）
※発行後3カ月以内のもの。
- ② 代表者の身分証明書（住民票）
- ③ 納税証明書
※主たる事務所のある市町村の直近年度で募集期間中に交付されたもの。
※個人は、市町村民税、固定資産税
法人は、法人市民税、固定資産税

(3) その他

- ① 応募に係る一切の費用については、全て応募者の負担とします。
- ② 応募書類は日本語により作成するものとし提出された応募書類は返却しません。
- ③ 応募に係る著作権は、応募者に帰属します。ただし、当協会は本出店募集に関する報告等のため必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとしてします。
- ④ 出店が決定した者は、誠意をもって当協会との協議に臨むものとし、正当な理由無しに協議を辞退できないものとしてします。

(4) 提出部数 2部

(5) 受付場所、問い合わせ先

※上記の書類を揃え、下記まで持参して下さい。

八重瀬町観光物産協会 (八重瀬町観光拠点施設指定管理者)

郵便番号：901-0512 沖縄県八重瀬町字具志頭659番地

電話番号：098-998-3300 FAX番号：098-998-6600

Eメール：yaese-kankou@wine.ocn.ne.jp

担当部署：八重瀬町観光物産協会事務局

所在地



